本号で公布された法令のあらまし

◇刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一五号）
（法務省）
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二二年法律第二六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二二年一〇月二五日とすることとした。

◇押収物還付公告令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（法務省）
1　検察官及び司法警察員による還付の公告
㈠　還付の公告は、検察官が行う場合にあっては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあってはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ一四日間掲示する方法によって行い、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができることとした。（第二条第一項関係）
㈡　掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、㈠にかかわらず、官報に掲載する方法によって行わなければならないこととした。（第二条第二項関係）
㈢　その他所要の規定の整備を行うこととした。
2　附則
㈠　この政令の施行期日について定めることとした。
㈡　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

政　令

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百十五号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十六号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十二年十月二十五日とする。

法務大臣　柳田　　稔
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　　直人

押収物還付公告令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十月二十二日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第二百十六号

押収物還付公告令の一部を改正する政令

内閣は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百九十九条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

押収物還付公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百九十九条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

公告は、検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ十四日間掲示する方法によつて行う。ただし、必要があるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。

2　掲示場に掲示する方法によつて行うことができないときは、前項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によつて行わなければならない。

第二条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項中「公告すべき事項は、左の」を「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次の」に改め、同項第一号中「第四百九十九条」を「第四百九十九条第一項又は第二項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　公告の初日及び末日の年月日（前条第一項ただし書及び第二項の規定による公告にあつては、その年月日）

第三条第二項中「検察官」の下に「又は司法警察員」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　司法警察員が刑事訴訟法第四百九十九条第二項の規定により公告を行う場合において、公告すべき事項は、次のとおりとする。

一　刑事訴訟法第四百九十九条第二項の規定により公告する旨

二　所属する官公署名（官公署に所属していない司法警察員の場合は、司法警察員である旨、氏名及び連絡先）

三　事件名及び押収番号

四　品名及び数量

五　公告の初日及び末日の年月日（前条第一項ただし書及び第二項の規定による公告にあつては、その年月日）

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「検察官」の下に「又は司法警察員」を加え、「第二条第二項」を「第二条第一項本文」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年十月二十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前にこの政令による改正前の押収物還付公告令第二条第一項又は第二項の規定により行われた公告については、なお従前の例による。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項及び第二項前段」を「第二条」に、「並びに」を「及び」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の掲示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の掲示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の掲示場に」と、同令第三条第一項中「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「検察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

法務大臣　柳田　　稔
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　　直人

省　令

○法務省令第三十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十二日

法務大臣　柳田　　稔